

第三者評価結果

事業所名：川崎市中区有馬保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント> 保育理念や保育方針は、保護者説明用の資料「保育内容説明資料」に記載し、毎年保護者に説明しています。保育理念は、子どもの権利を保障し、生きる力の基礎を育むことを掲げており、保育方針は、その保育理念を実現するための方針となっています。保育理念は最近見直されていることから、ホームページにはまだ見直しの内容が反映されていません。また、パンフレットにも保育理念、保育方針の記載が期待されます。全体的な計画に記載して職員に周知し、各指導計画の作成につなげています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント> 公立保育園の園長会や市社会福祉協議会の部会への参加、保育専門誌の購読等による情報収集を行い、社会福祉事業の動向について把握しています。「川崎市こども・若者の未来応援プラン」、市や区の「地域福祉計画」により、公立保育所としての役割を認識しつつ、地域の保育ニーズや地域の特徴等を把握し、分析しています。公立保育所の新たな役割として、地域の子ども・子育て支援機能や民間保育所等への支援機能を担っています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント> 川崎市では、公立保育所の民営化を進め、公立保育所のうち1区に3園を「新たな公立保育所（ランチ園）」としました。園はこの「新たな公立保育所（ランチ園）」として、これまで蓄積してきた専門的な知識やノウハウを活用し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」に市や区と一体となって取り組んでいます。また、園舎老朽化のため、園舎・設備の修繕や管理等も課題となっており、取り組みが期待されます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント> 川崎市では、「川崎市総合計画第2期実施計画」（2018～2021）において、5つの基本政策と23の政策を掲げており、政策の一つとして「安心して子育てできる環境をつくる」を掲げています。公立保育所に関しては、「公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実」に取り組むこととしています。また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（2018～2021）では、「質の高い保育・幼児教育の推進」のための具体的な事業として、「公立保育所の運営事業」の取組を記載しています。これらの計画は見直し中であり、次の計画策定が行われています。</p>	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント> 川崎市の所管課が作成した「公立保育園運営指導方針」にもとづき、「中有馬保育園運営方針」を事業計画として策定しています。この運営方針の重要事項として「一人ひとりの発達過程を踏まえた保育の実施」、「子どもの権利の保障」、「地域における子育て支援」、「公民保育所の人材育成」等も具体的に記載しています。また、区役所と区内公立保育所3園が連携して作成した「宮前区事業計画」の中で、「地域子育て支援事業」、「民間連携・支援事業」等の年間計画を作成しています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 園長は、事業計画として、「中有馬保育園運営方針」を作成しています。作成にあたっては、保育実践に対する反省や自己評価について職員間での話し合い、その結果を踏まえた保育所の自己評価、保護者アンケート等による意向把握・分析をしています。今年度は、コロナ禍での保護者とのコミュニケーションや、保育内容についての取組を重点としています。年度初めの職員会議で職員に方針を伝え、保育所内に設置されている各係が作成する計画につなげています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 事業計画の主な内容は、毎年度初めに「保育内容説明資料」をもとにして保護者説明会で説明しています。パワーポイントを活用して視覚的に分かりやすくするなどの工夫もしています。昨年度と今年度はコロナ禍のため、密を避けて各クラス懇談会での説明としており、今後も工夫が求められます。また、毎月の園だよりではテーマごとに、事業の内容や取組状況を紹介しています。今年度から導入したICTシステムを活用して保護者周知に取り組んでいます。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 指導計画にもとづく毎日の保育実践の振り返りを「記録及び省察」としてまとめ、翌日の保育へ反映しています。毎月の乳児会議及び幼児会議でそれぞれクラスごとに月間の自己評価を報告し、意見交換をしています。意見は参加職員全員が付箋に記入し、「自己評価書」に貼り付けて記録として残し共有するという一連の過程を大事にし、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。保育所の自己評価は、公立保育所共通の基準により実施しており、全職員が関わっています。また、第三者評価は、5年に1回定期的に受審をしています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 毎月定例の会議で保育実践における自己評価について話し合い、次の保育に反映しています。この自己評価の積み重ねを年度末の年間自己評価につなげています。自己評価書の「意見、改善案」の欄では課題も明らかにしており、職員間で共有しています。課題は、次年度の「園の運営方針」に記載し、解決に向けて計画的に取り組んでいます。運営方針にもとづいて職員が作成する「各係」の事業計画に具体的な落とし込みをしています。	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 「公立保育園運営の手引き」に「保育所保育指針」に記載された「施設長の責務」を掲げると共に、「園業務の一覧」には園長の業務が列挙されています。「園長業務マニュアル」にも園長業務の規定があります。園長は、規定等による要請に応じて「園の運営方針」を策定し、職員に自らの方針と取組を明確にしています。災害時等、有事の際の園長不在時における権限委任については、マニュアル等で明確にしています。	

<p>【11】 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は、市や区の園長研修や会議に参加して法令遵守について学び、遵守するための取組を行っています。全職員は、川崎市職員としての行動基準をまとめた「サービスマニュアル」を携行しています。この行動基準は、「行動を単に規制するものではなく、自分自身や仲間や職場を大切にすること」と位置づけています。また、「保育所職員の手引き」も職員の行動指針になっています。園長は職員と共に、公務員としてのサービス規律や保育士会倫理綱領の遵守について振り返りを行い、意識を高めています。環境への配慮として、子どもに分別収集について教えたり、廃材を活用したりしています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は、職員と共に「子どもにとってどうか」という子ども主体の視点に立ち、保育内容の振り返りをしています。園内に「自己評価係」を設置して、職員が前向きに自己評価に取り組める体制を構築しています。職員の取組を支えるため時間や場の保障に努め、特に、月ごとの乳児会議、幼児会議での話し合いや意識の共有を大切にしています。職員に、保育の質の向上のために策定された課題別、職種別、階層別の職員研修計画にもとづく研修への参加を勧めています。</p>	
<p>【13】 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は、保育所内に「係」を設置して組織的な体制を構築し、経営の改善や業務の実効性の向上に具体的に取り組んでいます。「地域支援」、「民間連携」、「園内研修」、「環境」、「人権」、「安全・衛生」等の係で、それぞれ園の運営方針にもとづいた事業計画を策定しています。今年度は、業務支援ツールを導入し、園だより、クラスだより等の配信や保護者連絡等の効率化を図っています。園長は、公立保育所としての新たな役割を担うため、さらなる経営改善と業務の実効性を高める必要があると考えています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【14】 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 人材確保は、川崎市の所管課が担当しており、定められた人員体制にもとづいて適切な取組が行われています。「川崎市専門職人材育成の手引」にもとづいての人材育成が進められています。職員は、年度ごとに「キャリアシート」を作成し、育成担当の先輩職員と「キャリア面談」を行い、行政専門職員としての意識を高めています。市ホームページの採用ページでは、保育職場の魅力を伝えています。</p>	
<p>【15】 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「市人材育成基本方針」に、市職員の人材ビジョンが明確に示されています。採用、配置、異動、昇進、昇格等の人事基準は、市の規程で明確に定められています。職員の能力、成果、貢献度は、「人事評価ガイドブック」にもとづき適切に評価されています。職員の処遇水準については、市の人事委員会が民間事業所の水準を調査し、処遇改善等について市に勧告する仕組みになっています。職員は、キャリアシートの活用や先輩職員とのキャリア面談で自らの将来の見通しを得られるようになっています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は、労務管理の責任者として、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等の就業状況を把握しています。定期健診やストレスチェックを実施して職員の健康管理を行っています。産業医の職場巡視や面談が実施され、市の健康相談室の利用もできるようになっています。園内の看護師は、子どもの健康管理だけでなく、職員の健康相談にも対応しています。業務の見える化やフリー保育士の配置の工夫などで時間外労働縮減に取り組んでいます。有給休暇の取得促進の働きかけや時間外労働の縮減などのワーク・ライフ・バランスに配慮していますが、職員からは業務量などの意見もあり、課題となっています。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
<コメント> 川崎市職員としての人材ビジョンを明確にし、上位の目標を踏まえた職員一人ひとりの年度目標を設定しています。職員の目標設定にあたっては、年度当初の園長面談で目標項目について確認し、目標水準、目標期限を明確にしています。年度中間期の園長面談では、進捗状況の確認を行うとともに目標達成に向けて必要な支援をし、年度末には目標達成度の確認が行われています。		
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
<コメント> 「川崎市保育士人材育成のための手引書」に、保育士に求められる能力がキャリアの段階別に示されています。市の所管課で「保育所職員人材育成研修計画」が策定され、職員はキャリアに応じた必要な研修を受講しています。研修を受講した職員は市の所管課に研修報告書を提出し、市の所管課では研修効果を評価して次年度の研修計画に反映しています。		
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
<コメント> 個別の職員の知識、研修記録、専門資格の取得状況等をキャリアシートに記載しています。川崎市の研修制度にもとづき、階層別研修、職種別研修、課題別研修などが実施されています。新任職員、異動職員には育成担当者を任命し、OJT研修を実施しています。園外での研修の際にはシフトを調整し、WEBでの研修時間中は他の職員が業務を分担するなど、全職員が個々の経験や能力に応じて必要な研修を受講できるよう配慮しています。全体職員会議の中で研修内容について報告する時間を設けることにより、職員間での共有に努めています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント> 「実習生受け入れマニュアル」には、受け入れの基本姿勢を明記しています。令和3年度はコロナ禍のため例年より減少したものの、実習生11名を受け入れました。園長補佐は、保育実習指導者研修を受講しており、受け入れ窓口を務めています。実習生の希望や学校側の意向を重視したプログラムを工夫し、口頭や実習日誌での日々の振り返りを通じて理論と実践の融合に努めています。実習最終日には、園長、園長補佐、クラス担当と実習生が実習全体を振り返る場を設けています。実習中に学校の教官の来訪があり、効果的な実習となるよう連携して取り組んでいます。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> 市の総合計画や「子ども・若者の未来応援プラン」で公立保育所の役割や事業内容が公表されています。第三者評価の受審結果はホームページで公開し、保育所の自己評価結果は玄関で閲覧できるようにしています。苦情・相談体制は、重要事項説明書や保育内容説明資料に記載し保護者に説明しています。園のパフレットや子育て支援の案内は、区役所やこども文化センターに置いてあります。図書館でも保育所の紹介の機会がありました。しかし、ホームページでの理念や事業計画の紹介が不十分のようです。取組を期待します。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
<コメント> 職員の業務内容、権限、責任が明確に記載された業務一覧表が整備されており、各クラスに常備されています。必要な物品等の購入は、予算の範囲内で市役所の所管課に契約依頼をするようになっており、経理事務は保育所では行っていません。費用処理などで職員は負担を感じており、工夫が必要となっています。市の所管課は経理や契約等の事務に関する内部監査を受けています。保育所内の運営に関しては、毎年市の指導監査があり、必要な運営の改善を行っています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 「保育園運営方針」や全体的な計画に、地域における子育て支援や地域交流についての考え方を明記しています。保育所の玄関カウンターには、地域のイベントのちらしや市政だよりを置いて保護者に情報提供し、子どもたちは民生委員の協力で、近隣の畑で芋掘りを体験しています。また、老人いこいの家を訪問して歌を披露するなど高齢者と交流をしています。今年はコロナ禍でDVDに録画しての交流となりました。保護者は地域との交流について評価しておらず、周知されていません。区役所や区内公立保育所と連携し地域との交流に取り組んでいます。</p>	
<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> ボランティア受け入れに関しては、全体的な計画に位置づけがあります。受け入れは、手順、ボランティアへの配慮事項を記載した「ボランティア受け入れ事務マニュアル」にもとづいてオリエンテーションを実施し、留意事項や守秘義務等について説明をしています。絵本の読み聞かせボランティア等が来訪していますが、現在はコロナ禍のため中止となっています。小学生、中学生、高校生の職場見学、体験学習等の受け入れを行っています。地域の学校教育への協力についての基本姿勢は明文化されていません。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p><コメント> 地域の関係機関等をリスト化しファイリングしています。職員には、それぞれの機関の役割や関わりを説明し周知しています。地域みまもり支援センター、児童相談所等と共通の課題について協働して取組をしています。要保護児童対策地域協議会の構成メンバーになっており、個別支援会議に参加しています。地域療育センターと連携を図っています。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント> 地域の子育て支援として、園庭開放、絵本の貸し出し、子育て相談、あそびの広場等の事業を通して地域の福祉ニーズの把握に努めています。公立保育所であるため、市や区の事業の中で把握した福祉ニーズについても、公立園長会等で情報共有をしています。また、宮前区地域教育会議に参加し、地域住民の声を直接聞く機会を持っています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
<p><コメント> 公立保育園として市や区と連携し、保育所職員の専門性を生かして福祉ニーズにもとづく事業を展開しています。子育てサロンへの出張講座、こども文化センターでの連続講座（食育、健康等）、区役所での食育紹介、小学生の町探検の受け入れ、障がい者施設とのビデオレター交換など多岐にわたっています。また、コロナ禍以前は町内会の祭りなどの行事に参加して地域コミュニティの活性化にも貢献をしています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施
1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 川崎市が制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」にもとづき、子どもを尊重した保育を実践しています。保育所内に設置した「人権係」が主体となって毎年定期的に「人権を尊重した保育」について意見交換をしています。全国保育士会の「人権擁護のためのチェックリスト」も使い、自らの人権感覚をチェックしています。保育士が子どもを受け入れることで、子ども同士も互いに受け入れることにつながると考えています。人権係では、「人権係のたより」を保護者あてに発行し、保護者の人権に対する理解を深める取組をしています。クラス懇談会では、「たより」や市のパンフレットにもとづき人権について伝えました。今年のテーマは「体罰によら</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
<p><コメント> 「川崎市子どもの権利に関する条例」にもとづき、子どもを尊重した保育の重要事項であるプライバシーの保護に取り組んでいます。具体的に文書化していませんが、着替え、身体測定、水遊びの際には、目隠しシートや遮光カーテンで外からの視線を遮るようにしています。おむつ交換は、パーテーションで仕切られた決まったコーナーで行うようにしています。子どもが一人になりたいときには大きな段ボールで作ったコーナーで落ち着けるようにしています。お漏らしの際は他の子どもに気づかれないように配慮をしています。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	b
<p><コメント> 園の情報は、市及び宮前区のホームページで詳細に情報提供をしています。パンフレットは、保育目標や園の概要、年間行事計画などを記載し、市や区役所、こども文化センターの窓口にあります。見学の問い合わせは予約制とし土曜日等見学者の希望に合わせて、園長、園長補佐が対応しています。園の概要や園内の様子は、玄関や園庭から見てもらい、写真等で丁寧に説明し、質問や相談に応じています。感染症対策や保護者のニーズに応えるとともに、地域の子育て支援のうえでもWEBを利用した情報発信のさらなる充実が必要と捉えています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p><コメント> 入園説明会は、「入園のしおり、重要事項説明書」等を配布し、保育内容や基本的ルール、持ち物等について説明を行い、保護者から書面による同意・確認を得ています。その後、担任と面談を行い、子どもの様子や慣れ保育期間や園生活について保護者の疑問や不安に応えています。進級による変更事項については文書を作成し、全家庭へ配布しています。また、外国籍等配慮の必要な保護者には、通訳アプリの使用や、ひらがなの資料を作成して渡すなど状況に応じた対応をしています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 川崎市で定めた連携施設（小規模保育施設、2歳児まで）からの受け入れの際は市が定めた所定の文書で引き継ぎを行っています。転園児に関しては、川崎市で定めたルールに則り対応しています。卒園児や退園児、保護者には保育終了後も相談の場として保育園を活用できる旨を口頭で伝えています。口頭のみでなく、担当者や窓口を書面等で伝えることが望まれます。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、登園時の子どもの様子から健康状態、保育中の言葉や表情、反応などから子どもの気持ちの理解に努め、個人観察記録から子どもの姿と育ちを理解し子どもの満足の把握に努めています。また 保育所の自己評価の公表に対する保護者の意見、行事後のアンケート結果、保育参観や、個人面談の際のアンケート等で保護者の意見を把握しています。出された意見を集約し、必要事項は職員会議等で検討、改善して次期計画に反映しています。保護者役員会に園長、園長補佐が同席し意見の収集に努めています。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 「川崎市保育園苦情解決要綱」が整備され、第三者委員制度とその仕組みを玄関に掲示し、意見箱も設置して保護者が意見を申し出しやすい環境を整えています。保護者には入園説明会の重要事項説明書等で説明しています。宮前区公立保育園園長連絡会で第三者委員と定期的に話し合いの場を設けています。保護者からの意見は、職員間で対応方法を検討し、速やかな改善を心がけています。保護者へは入園時に説明をしていますが、苦情解決制度について保護者の理解が十分でなく、更に分かりやすく説明・周知される事を期待します。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 入園説明時の資料「重要事項説明書」に相談窓口を掲載し、いつでも確認できるようにしています。意見箱を設置し、意見を述べやすい配慮をしています。保護者とは、登降園時や連絡帳、懇談会、個人面談などでコミュニケーションを図り、相談や意見を話しやすい環境を大切にしています。相談はプライバシーに配慮し、他者を意識せず話せるように相談室を確保して、担当だけでなく必要に応じて園長や園長補佐、看護師、栄養士、発達相談支援コーディネーターが参加し、保護者の相談や意見を聞いています。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 職員は、保護者とのコミュニケーションを大切に、話しやすい雰囲気づくりに努めています。行事後のアンケートや個人面談、懇談会、連絡帳（ICTアプリ）等による保護者の意見や相談を大切に受け止めています。保護者からの意見は、「川崎市保育園苦情解決要綱」に基づいて所定の様式に記録して報告する等、手順に従い組織的に対応しています。出された意見は職員へ周知し、改善に向けて対応策を検討し結果を保護者へ知らせています。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> リスクマネジメントに関する責任者は園長で、事故対策と事故発生時の対応に関するマニュアルを整備しています。日常的に発生した事故やヒヤリハットは報告書に記載し、職員会議で事故発生時の状況や検証・考察を行い、改善策を話し合い、再発防止の検討会議を行っています。日頃から、子どもの安心・安全な生活を脅かす事例の収集を行って事故原因の分析、発生要因、改善策を職員間で話し合い、事故防止につなげています。園内研修では、緊急時対応についてAED、エピペンなどの訓練を実施し安全確保の体制を築いています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対応に関するマニュアルを整備し、感染症の予防及び発生時の対応体制を整備しています。看護師が定期的に園内研修を実施し、嘔吐処理対応、AEDの使い方、エピペン使用方法の習得など知識、技術の向上と共に予防策や対応方法について全員が対処できるようにしています。保護者には、お便り等で予防策を伝え、発生時はICTアプリや掲示で感染の注意喚起をしています。コロナ感染症は基本の予防策をもとに感染状況に応じた対応を職員に周知し、健康管理、衛生管理及び室内や玩具の消毒等を徹底しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 川崎市の防災マニュアルをもとに、震災対応マニュアルを整備し、園の地域条件に合わせた防災訓練年間計画を作成しています。地震、火災、豪雨等を想定して実情に合った訓練を実施し、職員体制を整えています。保護者は、災害伝言ダイヤルの体験利用（年2回）や引き取り訓練（年1回）を行い、災害用備蓄品は園と保護者会が協力して準備し、内容の点検と充実を図ったうえ、分散して保管、管理しています。子どもに向けた防災教育の機会をつくり、子どもたちが防災に関心を持てるよう取り組んでいます。園内に安全に留まることも考慮して園内の安全マップを作成・確認し、ガラスの飛散防止対策を講じています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a
<p><コメント> 保育の実施にあたっては、川崎市子どもの権利条例、川崎市公立保育園運営の手引き、川崎市保育の質ガイドブック、川崎市公立保育園健康管理マニュアル等に具体的に明文化され、それにもとづいて適切に実施しています。子どもの権利、プライバシーの保護等は、園の運営方針に明文化し、職員に周知しています。職員は保育の実施内容について乳児会議、幼児会議、職員会議等で話し合い、自己評価と振り返りを行い、保育の実践に生かしています。市の保育事業部による職員研修が組織的、計画的に行われ、人材育成と自己研鑽の場が設けられています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p><コメント> 保育の実施にあたっては、個別支援計画や年間計画、週案、月案、及び日々の保育の実践記録等をもとに実施しています。日々の保育の振り返りや申し送り、クラス会議の意見や保護者の意見等を反映し、保育指導計画の見直しを行っています。保護者のニーズや意見は、個人面談やアンケート等からも把握し、職員会議で検討して次の保育計画へ反映しています。クラス会議には、フリー保育士（発達相談支援コーディネーター）等が参加し、意見やアドバイスをし、検討事項や見直しにつなげています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<p><コメント> 入園時のアセスメントは市で定めた書式により、子どもの発育状況や保護者のニーズ等の情報を把握しています。担当保育士は全体的な計画をもとに、各指導計画をクラスの話し合いで作成し、個別支援計画は、保護者と連携し、必要に応じて園の看護師、栄養士が参加して作成しています。各指導計画は、園長補佐、園長が確認し、職員会議で全体的な意見を取り入れています。職員は計画を共有して保育を行い、振り返りや自己評価につなげています。必要に応じて地域療育センターの担当者や市の保健師と連携しています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<p><コメント> 指導計画の見直しについては、帳票や計画の見直し、自己評価（振り返り）方法などは、川崎市で定められており、それにもとづいて実施しています。全体的な計画からクラス毎に年間指導計画、月間指導計画、週案・日案を作成して保育を実践しています。毎月クラスで、実践した保育内容の振り返りや個別の配慮事項、子どもの成長の変化や保護者のニーズなど課題の検討や振り返りを行っています。職員間で話し合い、見直した結果は、園長補佐、園長の確認を得て次の計画へ反映しています。</p>	

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

子どもの発達や生活状況、指導計画をもとに実施した保育の状況は、川崎市が定めた様式に記録しています。個別の指導計画に記載された保育の実施状況を記録により確認することができます。保育に必要な情報は日々ミーティングや、保育日誌、会議等で情報を共有し保育の継続性を図っています。記録管理は、個人ごとにファイリングし保管しています。クラス会議や職員会議等の情報は議事録に記録を残しています。記録する職員により、書き方に差異が生じないよう園長が個別に指導しています。コロナ禍のため会議や研修は小人数のグループに分けて行っています。施設内で共有ファイルサーバーを用いて電磁的に情報を共有する仕組みを整備しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

「川崎市個人情報保護条例」が定められていて、子どもの記録の管理、保存、廃棄、情報提供等に関する取り扱い方が明確になっており、適切に実施されています。電子データ管理は個人ごとにパスワード及び鍵が設定されています。子どもの個人情報に関する書類は、事務室の鍵付き書庫に収納されています。情報セキュリティ対策マニュアルがあります。点検チェックシートにより、定期的に点検・確認を行い、条例等の規定の遵守、漏洩防止に努めています。保護者には、入園説明会で「重要事項説明書」をもとに説明し書面による同意を得ています。